

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 16 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号ア中「MN 17 号系統」の右に「, MN 205~MN 204 号系統」を加え、「乗車区間に有効な片道普通券として」を削り、「自動車運賃規程第 8 条第 1 項に定める運賃」の右に「又は同規程第 50 条第 1 項に定める運賃（別表第 1 に規定する第 1 種身体障がい者・介護者、および第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引用 I C カード（以下「特定割引用 I C カード」という。）を使用した場合に限る。）」を、「深夜に運行する路線に関する規程第 4 条第 1 項に定める運賃」の右に「又は同規程第 5 条に定める運賃（特定割引用 I C カードを使用した場合に限る。）」を加え、同号イ中「乗車区間に有効な片道普通券として」を削り、「自動車運賃規程第 8 条第 2 項に定める運賃」の右に「又は同規程第 50 条第 2 項に定める運賃（特定割引用 I C カードを使用した場合に限る。）」を、「深夜に運行する路線に関する規程第 4 条第 1 項に定める運賃」の右に「又は同規程第 5 条に定める運賃（特定割引用 I C カードを使用した場合に限る。）」を加え、同条第 2 号中「, 当該乗車区間に有効な普通券として」を削り、「定める運賃」の右に「又は同規程第 26 条に定める運賃（特定割引用 I C カードを使用した場合に限る。）」を加え、同条第 3 号中「範囲である場合は」の右に「, 特定割引用 I C カードを使用した場合を除き」を加え、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

（I C 証票を使用し乗合自動車から乗合自動車へ及び京都バスから乗合自動車へ連続乗車する場合の取扱い）

第 6 条の 2 I C 証票を所持する旅客が、乗合自動車（循環 1 号系統を除く。以下同じ。）から乗合自動車へ及び京都バスから乗合自動車へ 90 分以内（降車の際の時刻による。）に連続して 1 回乗り継ぐ場合には、次の各号に定めるところにより割引運賃を適用する。

(1) 乗り継ぐ前に乗車する乗合自動車又は京都バスにおいては、前条第 1 項第 1 号に定めるところにより I C 証票を使用しなければならない。ただし、I C 証票の S F 残額が、支払おうとする乗合自動車の運賃に満たないときは、不足額を当該 I C 証票にチ

チャージした場合に限り、次号の規定を適用する。

- (2) 前号による乗車で使用した I C 証票を当該乗車に続けて使用し、連続して別の乗合自動車に乗り継ぐ場合には、乗り継いだ乗合自動車の車内において、降車口用カードリーダーにより、I C 証票の S F 残額から、当該乗車区間に係る運賃から 90 円（小児用 I C 証票にあつては 40 円）を割引いた額（以下「バス・バス割引運賃」という。）を差し引く。この場合において、I C 証票の S F 残額が、支払おうとするバス・バス割引運賃に満たないときは、不足額を現金又は当該 I C 証票によりチャージして、支払うことができる。

（I C 証票を使用し乗合自動車又は京都バスから高速鉄道へ連続乗車する場合の取扱い）

第 6 条の 3 I C 証票を所持する旅客が、乗合自動車（循環 1 号系統を除く。以下同じ。）又は京都バスとこれに連絡する高速鉄道の駅間とを連続して片道 1 回乗車する場合には、次の各号に定めるところにより割引運賃を適用する。

- (1) 乗合自動車又は京都バスにおいては、第 6 条第 1 項第 1 号に定めるところにより I C 証票を使用しなければならない。ただし、I C 証票の S F 残額が、支払おうとする乗合自動車又は京都バスの運賃に満たないときは、不足額を当該 I C 証票にチャージした場合に限り、次号の規定を適用する。

- (2) 前号による乗車の当日に、当該乗車で使用した I C 証票を当該乗車に続けて使用し、当該乗車と連続して高速鉄道に乗り継ぐ場合には、乗車駅において自動改集札機による改札を受けて入場し、降車駅において自動改集札機から出場する際に、I C 証票の S F 残額から当該乗車区間に係る運賃から 60 円（小児用 I C 証票にあつては 30 円）を割引いた額（以下「バス・地下鉄割引運賃」という。）を差し引く。この場合において、I C 証票の S F 残額が、支払おうとするバス・地下鉄割引運賃に満たないときは、不足額をチャージして、当該 I C 証票により支払わなければならない。

（I C 証票を使用し高速鉄道から乗合自動車へ連続乗車する場合の取扱い）

第 6 条の 4 I C 証票を所持する旅客が、高速鉄道の駅間からこれに連絡する乗合自動車（循環 1 号系統を除く。以下同じ。）を連続して片道 1 回乗車する場合には、次の各号に定めるところにより割引運賃を適用する。

- (1) 高速鉄道においては、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に定めるところにより I C 証票を使用しなければならない。ただし、I C 証票の S F 残額が、乗車区間の運賃に

満たないときは、不足額をチャージした I C 証票で当該乗車区間に係る運賃を支払わなければならない。

- (2) 前号による乗車の当日に、当該乗車で使用した I C 証票を当該乗車に続けて使用し、当該乗車と連続して乗合自動車に乗り継ぐ場合には、乗合自動車の車内において、降車口用カードリーダーにより、I C 証票の S F 残額から、当該乗車区間に係る運賃から 60 円（小児用 I C 証票にあつては 30 円）を割り引いた額（以下「地下鉄・バス割引運賃」という。）を差し引く。この場合において、I C 証票の S F 残額が、支払おうとする地下鉄・バス割引運賃に満たないときは、不足額を現金又は当該 I C 証票によりチャージして、支払うことができる。

第 8 条に次の 1 号を加える。

- (5) 前号の場合において、同伴する旅客には、第 6 条の 2 から第 6 条の 4 までに規定する割引運賃は適用しない。

第 15 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に定めるポストペイ運賃の算定に限り、第 6 条の 3 及び第 6 条の 4 の規定による割引運賃は、第 6 条の 3 第 2 号及び第 6 条の 4 第 2 号の規定に関わらず、当該乗車区間に係る乗合自動車又は京都バスの運賃及び高速鉄道の運賃から、それぞれ 30 円（小児用 I C 証票についてはそれぞれ 15 円）を差し引いた運賃とする。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（登録型割引運賃）

第 15 条の 2 前条第 1 項のポストペイ運賃の算定にあたり、ポストペイ式 I C 証票の発行者が定める方法により、乗合自動車及び高速鉄道の利用区間として、別表第 3 左欄のいずれかの区分をあらかじめ登録した旅客の当該利用区間における運賃の上限は、それぞれ右欄に掲げる金額とする。

別表第 1 中

「

神戸市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI及び神	プリペイド
神戸市福祉乗車証	戸市	

」を

「

神戸市敬老優待乗車証	株式会社スルッとKANSAI及び神戸市	プリペイド
神戸市福祉乗車証	神戸市	
第1種身体障がい者・介護者、 および第1種知的障がい者・介護者用特別割引用ICカード	株式会社スルッとKANSAI	

」に

改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第15条の2関係）

あらかじめ登録した区間における上限額

(1) 乗合自動車

区分	上限額
	円
市内中心フリー	9,240
市内中心フリー＋高雄地域フリー	10,080
市内中心フリー＋高雄地域フリー拡大版	15,120
市内中心フリー＋桂地域フリー	10,920
市内中心フリー＋桂・洛西地域フリー	12,180
桂・洛西地域フリー	9,660

備考 各区分毎に利用できる乗合自動車の系統は、自動車運賃規程別表第4に規定する系統と同様とする。

(2) 高速鉄道

区分	上限額
	円
1区	9,070
2区	10,800
3区	12,100
4区	13,990
5区	14,690
特定1区	8,210
特定2区	10,370

備考 特定1区及び特定2区は、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間を利用する場合の区分とする。

(3) 乗合自動車及び高速鉄道全線

区分	上限額
乗合自動車及び高速鉄道全線	円 18,440

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)